明治卅七年一月

# 雅三俗七録

参

特別
1919
172

38- 8971

以下
9丁
白紙

東京博文堂製

176449

○東本願寺ヨリ出ける法の　一月十七日即
ち京都へ着し比叡山延暦寺
新法主を東本願寺へ招き
まひ又その比其の州の事をこゝに書き留
めて置くべきの必要なれば或る郷中
前の法主の中ひ新法主を直ちに
をの執行をなす行後に
執行なすべき寺の門前に
出来事が載せ又
知事や教師等の井上位の位牌を受けて
種々の干渉を生じて居ることも出て

たつに、それぞれ言あしたる混雑を招めそ
たるべきなり、京都府庁の位置を勿論、
電報局をも此事をもつて未だ其位置
最早や既に出来し居れり、押しけ、書こ
ぶるの喜びなるこの世に第一運動をやつ
てなるべくなりうとも、単に金のみ知る
位人も表像を抱えて行つて
金を車上いろいろの表像を抱えて行つて
う、後とこの表像を弦をするものあ
像の外んにのみ部るこのあつて
市一ちの寺務所の大門に車ま

東京博覚製

でなるべしてそこと一人の巡査を書きて
たつにのみを一人の人を乗せ、人力車が
人数をして掛け人力車をして一輌
も見ゆるこの人力車金を乗せて車を
転ずる寺務所の方へ行く玄関の前に掛棒
をおしに、扶て玄関を誰かの坊主
出てることを思つて、誰かの見えず
勿論お京大八郎を為、先づ来て東
内をして奥へ通ることをうつてそる
こ、彼の事内を頼もう及ばない、金を
お京の為すこと幾分とき長

廊下を過ぎ玄関を（左手）入る。大学生の校歌を聞く。或る子供の
和服姿のことき人を右手に見て書院
の校歌を聞くを通る。或る時は高く或る時は低
き音を家内とする。通ること、流れを大仏
殿に、来たる十町程も行くと玄関
うち方法の長廊下を二三町も
ありまい位校歌を聞いたさえ勿論いたの
其の廣いかうもひろく驚嘆寂寞
を感ずるどこの人うるのう家人を人誘
をすうすう人の夏服を見るとうふ近

る花つと
聞えて新法の石門を待つに、こゝを
八畳二三間う続いてるるひ、トウ付の
部屋で秘書室ととも云へきうるひ
其の次の間の部の新
法の石門あり、此の三室とも洗して
表像ると数の原を拝ひるい、唯に
三室を畳敷いて暖房の装置うして
あるつて、こゝへ這入ると帽子の忍ち別
天地の人つに校長の心指ひしに
新法の室の写もあると柳もある

一と通り伝授の教ゆるされあるべきの筈にて
相成毛既に疲れうるおもむきあるを床の間を後
ろにして寝床を設けもなく其上に身
体をもたせしてたるべし
余を新法を最も前後別院之
次以来もの法を為すべきを為すを言を
詳しく此方の為めを問はざるを如何大院
様へ参り方を重報ひ少々来いとある
ものを取敢へず来たを挨拶を改めて
新法を欣然として遠来の労を謝しな
快の為め床上まで為すを謝しの

東京原製

後徐ろに口を
此分遠来を炊ぐしたのを実を一層
のお力を待ちんにて改革を如何の
改革を新たを相良共体ともおもき
もあるべしんが全体抜ぬを井上伯や
流美の者を方を事加らも又為び
あるものひどうして
やうを特別の祖師の主義を一変
き布教上の改革をを主とせるを得
ず如を流美を漫るを様りを
伯爵として俗様を重きを携き肝腑

[illegible]
ハ拾七銭之[illegible]
[illegible]
改革の[illegible]
[illegible]
[illegible]
ハ者[illegible]
[illegible]改革の[illegible]
又[illegible]
ハ[illegible]
[illegible]

東京帝国大学図書館蔵

新[illegible]の挨拶[illegible]大変コンナ人[illegible]
[illegible]
[illegible]

建物の一人あり人ひ新法を唱へそ
世父なるべき人ありしかども
著ひ才氣あるもあるけれども決著ひ才氣
ある人はいくらもあるべし思へども新法を
唱へさんとこゝに金
金を凡そ二十分餘を新法の世前に
立つにあり此間金
の御無任をあけられたるに実に千家の
一時ひ此の場合に乗じて舊實を一洗せ
ばいくらもあるべきなれば新庄家の家方を
永續せしむることを能はずと謂べきなり

東棲原製

ひ細民の私經を訴へ他人を本山の
勢力範圍内に山の意情をなせし
位徒を改るを謝し自分は非常
人を作ること能の貴人多の情勢
を知るとも深く頼ひべきなり然れ
ども出ひて真個勢力の敢毋權の
華家を図らんとせば此を第七
決して法法なるべきなり唯に終末のこ
とき貴族の如く無人を臨
み自分教を後ろにして無の為を
なるべきなり新庄人の内

錦を得へうとて、妻を一切の修業を擯て俗
人の多数出て、家を一空一節一法をうとし
て巡錦せるに外ならず、如もば巡錦する
人情のごとき工朝も春日仕来等宜
を要もて伝授をなんとう仕来をなさん
[illegible]改革のもと必要
金を言ひて新法を情れ回を
もとめさん唐金物上手を[illegible]回を巡錦
する故、元あく彼伝をもつて改革の
主旨を金回く立者のあるこんなる
ものとす

東京博覧会

先角する内大原其他いけるを井上
氏法を向て回く井上伝教の関する一切
の書類を出たのを所さんば伝人
の示さいることをいうけ記ること
米谷氏等も一人を望むらるに出れ
て許して居文をくもやと新法を回く
をなるをおもてもとて居あるもん市
鳴さんもとうを御伝ひさいと云はれた
此の際一傳を時伝の廣蓋又二枚の辞
令書校のものを商齋らしまるも著しく
うれを所伝をの序前又掛けて新法を

を満面笑を湛へて待つる間へて之れを受け
とりて恐々の間を過ぎ其の祝儀を終りて
直ちに用紙を大谷屋の紋所をスカシ
漉きし仕様書の手紙鳥の子紙にまぎらふ
うとりてうきき辭令書ひ其の一枚を渡す
篠原順吉事務総長の任ずと辭令文
を漢文体を書いてあつて即ち
改正を閉ぢて同時に流美の休職を命
じ其代を篠原の事務総長を命ず
せらるべしと聞えてたちまちに今まで
目前の人たりしも、此一通を渡す

東京博文堂製

る休職を命ずる辭令書ひあるべし、新法を
を一枚を開いて見ると彼れ一笑して他を
開うすコレデ宜しいと云ハん、傍らの其
俗をこの見つてきき思出しに余も大塚
と共に書類を見人として思いたる
大塚の傍らに立ちて居る
うさる一高を徒つて、こゝうを火体を固ちて二
人の俗人の行う法話をきて、大塚の
眼鏡で見る刺を通じたる年の忘れ方を
米谷半平とて石川県の任徒若い方を矢
野嘉兵衛とて岐阜県の任徒である

ことゝう刻つた外に一人そちとぶらんを方法をの糸
義士のあるとゆえに
叔と大隈を新法の論一のを得たと前觸れを
風をを色を解いて一体書数を出して示し
たが、北内をを井上伯が大法を新と方法をよ
を別をを取つた拙を約書もある法紀紙つ
を名をたを公法書もある、安来無名共他の
使人に義して目的とを約束書もある法紀紙
行目下の信を多和しを富しを二十七名
の数を記事をを差入んを一札新と委任状
もあるを示を検ふ諸ひつまり井上う関係

東京原製

て以来の重要書類を悉く渡すつて
たうを、これを通説すれば井上の考をもを
新等の内情も亜しくてこゝうひある
光が元法をの井上に対をえを拙を約書を張た
ひ又たが拙を内の個条を三十条をも法る紙
うををのひをを一枚ををの原文のつい
てををがこれを張をを元法をを新し書ひ
を借す拙、をことゝう書いてある即ち先つを
方自家の所徳を作をを閉に拙育して何んひ
も井上伯の仰を賞をを実を左山を
頼う大隈人ひあるとを者はめひうをを書

うせられて候間奉行所を一さいの炭焼つ
いかつまられ行うる所に千もあまり生ける所に
すべきの事の検束さんそうして例へば米
以ての度人を罷免するさえ俗の談話が
なければ出来ないとの検束を厳しく命ず
定してあると云ふを次つて其の一題の所論
あらう一トはなくば井伯を中心に寺院の
稽古を弱して充てうる事少児のごとく思して
居る、そして此の振立の方法の最初の第一井
伯の強しに対する改革事件とを力を
書きたる都鄙驚と井伯のお続人

とを井伯の検約論の根源をなすべしと
云ふ様なことが書いてある、この点をなすを
用意周到と云ひ云ふ云ふを消極的なる
結果と一致するの外ハないのである
時代的なる思想の中に俗書を
一刻ハ百の利益の新を毎月
ことのなるを又百倍し新を本年の七
月廿八日とあるが日時を消をなすこの日
恰も満一年なるのである、元亨拾保元
とをなる松嶽の屋山とあるを社をなるの市
内なるなる土地なる（神童を黄ばもの

う[illegible]調べて[illegible]
事も土地も合[illegible]
けて入れてある、金を[illegible]
の債権を[illegible]どの位の債ひ[illegible]
目録調査[illegible]いま此特権を[illegible]
[illegible]百姓田畑[illegible]
ど此の後者を速[illegible]
る[illegible]し寺[illegible]百姓田を限[illegible]て借入し
権を[illegible]伝し[illegible]
新[illegible]の[illegible]の抵保[illegible]を[illegible]
此[illegible]、差入れ[illegible]全体

鴻池[illegible]寺の住[illegible]
[illegible]関係[illegible]以前[illegible]
[illegible]、[illegible]を井上伯[illegible]
どう[illegible]
得[illegible]
百姓[illegible]日を限[illegible]
現[illegible]
[illegible]四十[illegible]
此後[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]を黄印してもはしうるかとの
問記してあるが印を多くの者に與
へてもらう趣旨和井伯も毒ものも一向整理の実
を挙げないとの抑々解すべきもの
頂ひあるべきもの角逗留の二十七名を
皆西洋義流の俗人である、井上伯の[illegible]
通商の事業を国家の[illegible]寺の[illegible]市の[illegible]
を此井伯の真意
の行るものもあるを謂ふもの[illegible]
の改革を[illegible]一指も[illegible]の染
もの能はざるを悔ふ帳面一冊[illegible]

東京[illegible]

七えうの所ひあるを、四十第四を[illegible]
すると[illegible]二十七名の逗留者を[illegible]
て[illegible]の味方とする[illegible]一[illegible]を伝ら
さんば[illegible]地方面を[illegible]する法の[illegible]
[illegible]の列世の人[illegible]地の[illegible]を
[illegible]観察して[illegible]張果である
安楽[illegible]を特[illegible]顧問を聘して契約書を月
給三百円と[illegible]記してある[illegible]
[illegible]あ生の俗人を[illegible]契約書
[illegible]が第[illegible]地面[illegible]
年[illegible]の俗使を[illegible]
[illegible]解約

[illegible]年[illegible]の[illegible]の[illegible]
を支給[illegible]文[illegible]載[illegible]、[illegible]
る井伯[illegible]寺のことき用意お聞き[illegible]
べ朝を図[illegible]う[illegible]る[illegible]於[illegible]五ヶ年の
さきのことまでも[illegible]
いつ[illegible]変の起[illegible]
し[illegible]を[illegible]ハセしのであろうけんど
何[illegible]
[illegible]
[illegible]を解[illegible]
寺の方び解任[illegible]
[illegible]、現[illegible]井伯[illegible]石持を[illegible]

[illegible]の[illegible]一朝[illegible]寺の方び
破[illegible]と決[illegible]
[illegible]て忍ち恩怨共の位置をくるひもない
の
[illegible]寺の[illegible]
伯[illegible]前年[illegible]朝[illegible]
[illegible]と同じ[illegible]
[illegible]朝[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]と謂[illegible]を得ない
彼[illegible]時を[illegible]十二[illegible]使
[illegible]一生の面[illegible]伯[illegible]の[illegible]任[illegible]

て徒らに政治法令の末の次に、即ち座敷の
に膳を据えてあつて、西面して使い廻りの膳
を載せてあるのを使い椅子の一脚据えてあ
るのを新法党の同じくこゝへ来て会する
のをいやとおもうて、駕籠を新法党
出日に来て出るのを「私しを足」うとして
失礼をこうと」と挨拶しながら椅子に凭つて、
続いて慧日法師も来て座に着いた、膳部の
調理をまずくさいとあつて、もう話すえん
ふ調理をもつて敢て不恭儀をもつて寺
内をきまくさせ料理をもつて自

分の方へ何となく気まづう引げる挨拶ばかりし
た
飯後まもなく私の座を後にして、今度は来谷
矢吹を相手にみしく抵議めいしい結論を
始めた、
先づ来会は京都に起も上つて以来の事を論
ず論じて、政治党は元加賀(藩)つたゆえいろ〳〵の説う
まうこと云ふと大会を設ける云ふと同じ様ひあるが
大隈侯の後援を頼むと云ふことに
特に侯に言へしたことがある、来会を政治党と云ふ分
受けて委任の為し手ひどく笑き出した、

委任をいつ迄つゞく委任なるや、如何なる委任
を受け居るやも解らぬ委任なるや政
事遂行の出来ぬ事の如き人心を惑
の会を興え公正の法をいうまでも大分困
難なる事を試みんとするか、なんぞ新しき法を
八人会の委任を決して所謂異論なるか、
もし政事の途中に解任を肯んぜざる者と
大分決意を示したるとのうひある、
金子氏人の義し四十万円をいうて之れを
ふたんとすると聞くに義しいまだ何ぞも業に
立たず、剰へ何ぞも今日し権をいまだ

東京高等裁判所

訴訟する物件一冊手に入らざる仕事
まで捜査の後始末をなすも聖記不
日待つて見ること御座候ふ今日
取調中なる物件を調査の始末
を先づ手に入らざるを以て（矢野氏の十二
月のを左右し得る人、故になかなか物の多数納
税者の中なる同じく多の財産家
内実四十万円の借金を抵を心うけたる
と云ふ説もあるも、去月金子氏四十万円の
数を出して又その内にあるを抵保候抵もま
だ知らざるの仕事を注を軽くして云ふ

東京博文館製

第七ちいと氣づいたこと

話を伝へ轉ずんとすれば、その二人とも
是非余まの意見を少しもよと迫る、彼等を余
を目して北海の伝道の代表者と幕し誤認し
てゐるのである、余をおうく思つたが辭退
も出来ないこと、徐ろに說を陳べた、そんな細
こと書くことは要することは改革を行ふ責任を
之の大局長は唯だ改革を行ふ責任を
きまし、市長は法之の朝三暮四なる、何の責任
を解除もちんも國ともうそし、生まれたる人
妖の困難ひあること誰れう生て教忘記をも

思つてはよいと真之思つてもあらう、又自分
も思ひさくなるでもあらうが一旦就
任の教師はうけいとしてもは直ちに高等に現ハ
れまも例ともの、ことくなるを恐れく
仔人も教ハさるを、意外にも恐れ誰れ
うなるの場合を教師真面目を西洋をぬき
妖教師の術を学ぶ、恐るべし妖教をお
ろう来る其三学ぶ改革の動機を指
くるそんな国の高等学を含む田の家
あるとやくう恐くる多数を来、ならしし
行をそんな性を改革の責任とそふ丈を

小野[illegible]来[illegible]を[illegible]を[illegible]ん[illegible]ん[illegible]
[illegible]ん元今の注文をうさしめば此陸氏注
[illegible]を[illegible]を[illegible]の職を解き之れを[illegible]
[illegible]を[illegible]を[illegible]を改革
の氣象[illegible]揚[illegible]四十箇日の仕事も忽ち
[illegible]つ[illegible]と
兩人曰く義[illegible]人の言や、[illegible]を[illegible]費
の[illegible]を[illegible]を[illegible]、どうして八[illegible]
[illegible]を[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]を[illegible]

東京帝國大學圖書

[illegible]を[illegible]を[illegible]を[illegible]の
[illegible]と
[illegible]を排して入[illegible]来[illegible]之れを[illegible]長幹
白哲の[illegible]僧[illegible]堂々[illegible]態度を[illegible]
凡僧の[illegible]、[illegible]余の[illegible]し剌を
[illegible]を[illegible]を[illegible]本の事[illegible]長を[illegible]
[illegible]を[illegible]を[illegible]、[illegible]を[illegible]
二十年前[illegible]
[illegible]地の人の[illegible]山の[illegible]
[illegible]
地の初めて[illegible]七[illegible]秩の[illegible]数、[illegible]

し強健なりしを今は老耄なりと思ひのほか元
気を壮年を過ぎし風体半も五十位とし
うるえなるものなれ共実は意外
外に、二十年も門を閉して世事を忘れ
さはらざんば彼の一弱を嘆じ自ら
恥いさるべきを実を
拙て此の志偉をつうきくてチト改革論を生ずる
えなりと思ひたれば何ぞ忙しい校務及び余の授業
をしてゐる僅かの間に二人も三人も坊さんが何か
と拙を問ひに来る校務に仕事であるから、迷惑こ
み入つて流しを出来ないと帰らめを余らしお

東京原製

忙しい校務に御恵寛〻執務ある校
と為る活動を進捗を共へ日を五日お
簿原を起つと写もて余も校友を
新活を其他を別を先げて主去つとが、車上い
ろ〻考へてゐると、まだ書を祝を校を塩梅
で来を合点がゆかぬ、俗し決して書ひ結
い、ものを意外!、一山の大改革だと云ふ
のを惟参を校を校長の御を塩の新
復士のお誰も云ふを、寝耳を水俗ふ
参向しに余の流で立を採用さんをあ
る、時年行を渋滞を、俗し御維新の革

余も亡き旋乾轉坤の大澄口きひあるべき、内幕
を知りて、こんな男をのみあつかひ、ものの
ぞ出で小生の新宮なる赤松、えんう立て布告
とりて秩序もなく出たのが、いつしか天下を動
う、先年なくも華族を潜きつけたのひめ
き、えんを思へば、なほ新宮の内幕も云ひ潜
秘密なる天下なる、華族改革を考へ
遂げ、いつも拙んと自問自答の間に早く
人事を投交代法を設置の中村氏と為
きなり
えんを東京に拉致する間の記と云
す

明治三十七年一月廿三日朝法

○一月廿の　とあるをりなれども　諸人と後食
のあり方　御後を　ふかく　幸ある　誰のも　とあるとき
つくづく　完人の　意中を　陳べて　後の　越へる
沈黙して　余の　報を　ゆるして　校うへて、
報を　聞くと　長いつ　安点は　二ッしうちい、え
と　報を　とふ　ちもも　宣ろ　ちもも　現状を　観
ゆるして　余の　新業と　ふ　方ふ　宣ろ　ちもも　ひあ
うの　ちもも　何ちも　ちもも

十一　此際　先生も　英を　解さしめ
行法を　今　雅を　[illegible]　拝ちもも　あ
さんの　改革の　行はんとす

第二　新法之改革を賛成して縱横の
働きをなす機関の缺けたることを
信ずる真個の政法を接ける改
革を断行せしめらるゝ云ふべ
北海道開拓の迅速なるを謀り
せしめ一面にあるべき人物を派し
て政法を目的の帷幕たらしむ
と云ふの二点のあるこ
金子氏の説に曰く両者の行つて実効を
見んは思ふに如かず寡言なる改革
派の多数を占めしも揚ぐべ、勿論新

共の事を解うんとするべうまず現在京都を出発のもの新撰組の事を指して天下騒動を
仕るも、元條公夫人と共公の上、先帝の意思を
確認あらせられ元治報国の記の文を立てさせんは急
可しとあるを(後年部院の作なれども後京の元
と雷鳴)元治元年少うしして何時変もなん
もなるべうとせる頃なるべしとせる
なり、見つえんなる明治の世を迎へ
ども作者の平常国を仕末するを知らず、こん
なる流行の二十七人の従人あるべし雷
名しなるも、此の関係あるうあるを新活を改革

東京博文館原製

の術のもとりうるまれ公卿に帳面一冊を
与へる能はざる位まうう、而して此の平常国の
作者を五十歳国の振作あることなれば
左に国雄とあるまのひけんなり、果しんみか
ら位後を現出する作者 仕事を流すべきや、
是なる位後の作者陽子を無名の新
三等四ちうる位を、元治元年国歌を排せん
て何の新活をの事を解うんもなんすと云
あの作者を何人も抱くもの現在石川県
此平をしても出来しそうなる出力有の趣旨
するもなるべく此五つの出力あるべし、さんば和歌

[illegible]ものなれば改革
派の氣風を立てることも出来ず、又倍生と仕
事をすることも実際に出来難く
人心に倦を抱き殖産興業の方一歩を進め
て文明主義に進歩を勧めんとはめるとなり
而して次の大略なり
第二の点に於ては実況を見るに
とても小せいときの変化出来行き兄弟間に
於ては廣き心を起うんと互に相戦う関係
況嫌あると言う事柔のことなり、保し政治を
行なうに誰れも知らざるなり

政治上の事を論ずる改革論者は
いま暫く大人の議論を聞かんこと
謀り例の政治の大綱体を次定に拡へて
法律、事務を元にするなり、篠原氏を改人
務に忙殺されんと政治上の接する機会を
改革を断行せんとするなり仕事、元勲一山の大
鋭氣を充満することを
とするを得ず、既に大人政治上の世
[illegible]行なう矣律を自身に人
の内に閣下の推挽を[illegible]

明時代に出してあるし、所々実際に於ては家
と改革の御心あるを以て機宜を考ふるの
機関とも云ふべき欠如少なく
敗もあれ人を用ゐるに当りて
早速あるの人物を簡拔するに惟善の篇
ありんことを云ふ所以也
俗に云ふ二個条の通り云ふ所し左のごとく俗人云
ア
全体余は新参の者し井上と申すものしく
御用をなしたるうえ、さん、うゑ、情実上其
の意を以て敬側隅の情無し得さるあ

東京帝国大学

ずあるうと、御用をなしたるの外ひまをいうの
流を余の民印卿
卿なりとし時のうちの西郷
卿なり）廃仏うす事実を行はんとす、現
に加州藩のことを云ふ藩仏の手を下
す如き藩ひも続くさんを出さしう
いつたのもの、その時なりうる藩いを出る人
を出しも意張しも来た、曲うつた事をんば
いうる事をまんとも古祖を論ずるのうの意を
以て年終続しも来たつと国家を得ハんとく
一朝変革するとうの心を臨墓の臨ひある
言を河原の言も廃仏とく両印を指す

すると子供達おどろきんとひめるこう岩倉
の宿を尋ねて来るから成仏寺の
岩倉を尋ねしこは ちょうど長谷の家に泊る
しとのひあうて ちょうど長谷こんこうまを徳と
して居る、こんまりとこの横町ひあつて
坊さんも、男爵を金の京都へ行けば礼を
尋ねて来る訳なれ再る、こちらも挨
拶を行くとこの坊さんひひ、左程を得為
うあること、なるのこと〻彰状を見せて宣た
御礼まことにもひんが、一ト層拝目いでや
ら坊さんの比

東京原製

を見ひ西洋こうの四衛門の義兄を托して上京し
一二四者らを来て、寄んを井上の先生の碑過を
ことを頼くと…井上もこうこう之入つて乱暴
を庶過を加くとと見へこう、何ひも先生の宅
に別義を言ん深行さもこうる迷るも呼び庭
も自分馬車を乗つてこうん分遣の慰め
も止めよ電信も清也俗の衣服を本宅の改
めよ紋付を着て人力車に乗る二等
乗を大喜見をこうる三等乗をもつて
拝を坊様に平海様義和こうる子こう
はきる通ふ事ん我々家こうる未ひつ〻く

[illegible]どうの美術家を怪しうん
の魂を[illegible]あるべき[illegible]
[illegible]井上の云い
[illegible]と云ひ
[illegible]井上の考えも他
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]上
[illegible]
[illegible]

もとの通りに[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

もすべきなり、この寺の前に、
今の乗り出しあるは、嵐山の名所の一つ
なれども外し、妻の一つ面白く、あの山を
を使しなば、忘れぬべきなり。
こと出でくる物なりん
俗世間の面白き所なれども、
八出でくる断れば、流もしたるも雑、うん、面
白き今一回今ぞ出でなること、元分説しもえん
と考へくらん更に今の逆言の第二の新しい俗
八四くれば新寺の考へ方うこと面白つて
る話をつ地方を出銘する所あのなりひ

東京府製

主の寺道を通ずるあるべき出銘するもあるべ、
こんな相当の物を問題つてそこに、ものを
布の良い真の布あるべき出銘する心得
ひるべきなり、寺の財政ういろいろ困難
ひあるも神主の仕事、一切の財産を投げ
出して仕事なれば俗人の法をつけるべき
この俗人のつける仕事と寺自分出るべき
抑々問題つてこと、のの不公平の言葉
ひ新法を保存の場合はひあるべ
不安の言葉を共同出来ればこのを以つて直
ちの改革の改革をんなを用ゐる方法する

事はうそ事あるもこゝろこゝろ至誠を井上の
こゝろ至誠上ものゝ主人つと関係をするこ
とゝもん、とゝう或る機関うゝ伯爵も知れ
人うそんを四つしく信徒う奉る其の御ゝ
もるべきそゝをいうゝ諸方ひゝる教祖と経権を
金四くいうゝ諸方ひゝる教祖と経権を
又ふし伯さんと経とも本義をを
とせるを得ないゝゝ貴族の色ゝひゝる
ゝうしゝうゝこんゝ教もの地位ゝ
迷うゝ更迷あることも明治と存せら
う、第ゝゝ教伯うゝ其教ひいうゝ

東京博覧会

関ひの地ゝゝを脱離ゝひあゝうと思
ふ又篠原も日新ひゝるが、こゝ教会も
ゝゝ教伯の勢うさんゝ教伯ゝ
伯ゝの本義本ゝ教ゝうゝ地ゝる或を
教伯解除を出うけ教ゝ知るべゝうゝ、教
ゝを解ゝゝゝゝ教ゝ教ゝこんゝ其の
式を行ゝゝゝ四月ゝようゝんが、そんゝ心
ゝゝ、月ゝ教ゝの徳興を得ます
教すゝことが改革を通行する手あと
しゝどうしゝも教ゝ教ゝ教ゝの
改教のゝことゝ機関伯伯ひゝ

四月を終ずして自ら潰へあらんとなせ
らるゝ、そこに表し難き苦敗の
うちにあらくまで閣下の内ちん閣
下を先刻御伝しのごとき思ひそ
こまでなるが、世人を目して井上侯大隈き
の抗争と目するに至るも、どうの折角
閣下の御力ひ所信を貫徹せ
ずして一歩を進めて
撃去し接受まで御事あんことなせ
ずして敵意をそこに寒
心せざるを得ざるの君の一族も所詮自己の

結を言ふる校者力あるかしと改めえんとす
この外伝ふる所の話話もあるべき大体
の関係ついて書くも別にせず
ふ廟堂をあるる間ふ後を左のごき一笑
話を語んとす
去る年某氏話を言ふるの
芸妓を呼くに中ふる毒の事を出に、志初
七世紀自由ひとるしても世ふ要るに
ふの井上氏ふ人ふ
なる、ふんふを言ふ閉ん氏と其所の
ふ言のを云ふに（余曰く其の近ふ言を

志注文のはなしちゆう面白
やうに思ひ実に面白
きもいきを志注文に詰つて、皆で井上
うち後の森田俳句の第一句をそこで
大谷を呼ちひ　しかうはめうしく　日露妥論
を説き出して、そこでまた出る森
田のこゑ　井上さん　そんな飯をヒド
イ言ひなさるな　なるほど　そんな
まも大分お年寄りだが、そんなひも
現る北の二階に立派なまをおい
ひなさるなと一本指令こう

衛きゝ流れの井上も閉ん〳〵と
森田の里人馬つを困ると云ふにそこう
だと俗に一笑せんか

閲覧室

東京都立中央図書館

明治三十七年一月
二十日以降
すなはち少人